平成２４年（フ）第１５８３号
川崎市川崎区塩浜２丁目14番６号
破産者　株式会社ユース・ロクマル
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１４号
岐阜県関市武芸川町八幡1656番地の１
破産者　株式会社宏真建設
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
岐阜市長良福江町１丁目48番地　アネックス21Ｂ棟203号室
破産者　清水　貴英
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷562番地２
破産者　株式会社博多菱冷
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
熊本県阿蘇市南宮原89番地
破産者　株式会社中島組
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７３号
奈良県葛城市南今市476番地２
破産者　西川　裕久
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
奈良県香芝市狐井36番地の１、前住所奈良県北葛城郡河合町泉台２丁目32番11号
破産者　江籠　一男
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１９６号
北海道江別市野幌東町26番地の８　クリスタルサンビレッジＦ棟201号
破産者　工藤　裕司
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３号
茨城県筑西市伊讃美1601番地
破産者　添野　仁志
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１１号
富山市願海寺845番地
破産者　中田　　貢
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１８号
福井県越前市府中３丁目２番９号、旧住所福井県越前市本多１丁目13番14号　斎藤アパート
破産者　谷村　和子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
福井県越前市豊町１番24号、開始決定時の住所福井県越前市広瀬町第161号６番地の６
破産者　佐々木利廣
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
福井県坂井市三国町運動公園１丁目３番８号
破産者　山﨑　信一
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０６号
愛知県瀬戸市苗場町150番地　パークシティ新瀬戸２番街909、開始決定時の住所愛知県瀬戸市北みずの坂２丁目１番地の２
破産者　服部　哲豊
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５５号
愛知県一宮市花池３丁目23番30号　Mハウス１号
破産者　森　　清隆
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９４号
京都府京田辺市田辺南里７番地
破産者　田中信商店こと　田中　直孝
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
大阪府泉佐野市新安松２丁目５番28号
破産者　永田　　寛
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
兵庫県姫路市勝原区山戸22番地21、住民票上の住所兵庫県赤穂市浜市105番地の１
破産者　樋本　勝雄
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部